

平成21年 No.22

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程等の一部を
改正する規程

制定理由

事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

事務組織の再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育
研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年4月14日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成21年規程第17号

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (2) 東京学芸大学学芸の森環境機構規程（平成18年規程第22号）
- (3) 東京学芸大学環境安全委員会規程（平成20年規程第6号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学財務会議規程（平成20年規程第17号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (6) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程（昭和58年規程第2号）

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(推進責任者)</p> <p>第6条 本学に、地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、<u>総務部長及び財務部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 推進責任者は、統括マネージャーの指示に従い、削減対策の責任者として、次に掲げる業務分担により削減対策の進行管理を行うものとする。</p> <p>(1) 総務部長 連絡調整担当</p> <p>(2) <u>財務部長</u> 技術担当</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事及び副学長</p> <p>(2) テクニカルアドバイザー</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) <u>総務部長及び財務部長</u></p> <p>(8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(規程の改廃)</p> <p><u>第15条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第16条 この規程に定めるもののほか、地球温暖化対策に関し必要な事項は、</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(推進責任者)</p> <p>第6条 本学に、地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、<u>総務部長及び施設マネジメント部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 推進責任者は、統括マネージャーの指示に従い、削減対策の責任者として、次に掲げる業務分担により削減対策の進行管理を行うものとする。</p> <p>(1) 総務部長 連絡調整担当</p> <p>(2) <u>施設マネジメント部長</u> 技術担当</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事及び副学長</p> <p>(2) テクニカルアドバイザー</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) <u>総務部長及び施設マネジメント部長</u></p> <p>(8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第15条 この規程に定めるもののほか、地球温暖化対策に関し必要な事項は、</u></p>

学長が別に定める。

[省略]

別表（第7条第1項関係）

部 局	推進員	備 考
事務局	総務課長 財務課長 学務課長 <u>施設課長</u> 学術情報課長	附属図書館及び有害廃 棄物処理施設を含む。
[省略]	[省略]	[省略]

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 14 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

学長が別に定める。

[省略]

別表（第7条第1項関係）

部 局	推進員	備 考
事務局	総務課長 財務課長 学務課長 <u>施設企画課長</u> 学術情報課長	附属図書館及び有害廃 棄物処理施設を含む。
[省略]	[省略]	[省略]

東京学芸大学学芸の森環境機構規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長（総務等担当）</p> <p>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(3) 総務課長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 経理課長</p> <p>(6) <u>施設課長</u></p> <p><u>(7)</u> その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(機構会議)</p> <p>第6条 機構に、機構の業務に関する必要な事項を検討するため、第4条第1号から<u>第6号</u>までの構成員（以下「会議構成員」という。）をもって組織する機構会議を置く。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>[省略]</p> <p>(任期)</p> <p>第8条 第4条第2号及び<u>第7号</u>の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(庶務)</p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長（総務等担当）</p> <p>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(3) 総務課長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 経理課長</p> <p>(6) <u>施設企画課長</u></p> <p><u>(7)</u> <u>保全課長</u></p> <p>(8) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(機構会議)</p> <p>第6条 機構に、機構の業務に関する必要な事項を検討するため、第4条第1号から<u>第7号</u>までの構成員（以下「会議構成員」という。）をもって組織する機構会議を置く。</p> <p>2 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。</p> <p>3 機構会議は、必要に応じて会議構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>[省略]</p> <p>(任期)</p> <p>第8条 第4条第2号及び<u>第8号</u>の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(庶務)</p>

第9条 機構の庶務は、関係部課の協力を得て、財務部施設課が処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、機構が別に定める。

[省略]

附 則

この規程は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

第9条 機構の庶務は、関係部課の協力を得て、施設マネジメント部施設企画課が処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、機構が別に定める。

[省略]

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</p> <p>(2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名</p> <p>(3) 企画課長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 学生サービス課長</p> <p>(6) <u>施設課長</u></p> <p>(7) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>財務部施設課</u>が処理する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p><u>第13条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第14条</u> この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</p> <p>(2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名</p> <p>(3) 企画課長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 学生サービス課長</p> <p>(6) <u>施設企画課長</u></p> <p>(7) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>施設マネジメント部施設企画課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第13条</u> この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学財務会議規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織) 第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事及び副学長 (2) 学系長 (3) 附属学校運営参事 1名 (4) 事務局長 (5) 財務部長</p> <p>[省略]</p> <p>(会議) 第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、第4条第4号及び第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 (省略)</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務) 第9条 会議の庶務は、関係部課等の協力を得て財務部財務課及び施設課が処理する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織) 第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事及び副学長 (2) 学系長 (3) 附属学校運営参事 1名 (4) 事務局長 (5) 財務部長 <u>(6) 施設マネジメント部長</u></p> <p>[省略]</p> <p>(会議) 第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、第4条第4号、<u>第5号及び第6号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 (省略)</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務) 第9条 会議の庶務は、関係部課等の協力を得て財務部財務課及び<u>施設マネジメント部施設企画課</u>が処理する。</p>

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p style="text-align: center;">(規程の改廃)</p> <p><u>第44条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</p> <p style="text-align: center;">(その他)</p> <p><u>第45条</u> この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有害廃棄物処理施設</td> <td style="text-align: center;"><u>施設課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</u></p>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕	〔省略〕	有害廃棄物処理施設	<u>施設課長</u>	〔省略〕	〔省略〕	<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p style="text-align: center;">(その他)</p> <p><u>第44条</u> この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有害廃棄物処理施設</td> <td style="text-align: center;"><u>施設企画課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕	〔省略〕	有害廃棄物処理施設	<u>施設企画課長</u>	〔省略〕	〔省略〕
部 局 等	保 護 担 当 者																
〔省略〕	〔省略〕																
有害廃棄物処理施設	<u>施設課長</u>																
〔省略〕	〔省略〕																
部 局 等	保 護 担 当 者																
〔省略〕	〔省略〕																
有害廃棄物処理施設	<u>施設企画課長</u>																
〔省略〕	〔省略〕																

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(処理施設の事務) 第10条 処理施設に関する事務は、<u>財務部施設課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u> 第11条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年4月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(処理施設の事務) 第10条 処理施設に関する事務は、<u>施設マネジメント部施設企画課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>